【10 月 26 日審議会からの修正点】
役員報酬基準の適用範囲を分かりやすく示すため、赤字部分を追加

資料１

指定出資法人の役員報酬制度について（概要）

１．経　過

○大阪府では、指定出資法人の府退職者の役員に対する退職金の廃止や役員報酬の見直し、退職勧奨の廃止など**府退職者の再就職にあたっての透明性の向上**を目的とした取組みを実施。

○府退職者の常勤役員の役員報酬制度についても、過去から外部意見を踏まえ制度の見直しを行ってきたが、H22 年度に知事より改めて**法人ごとのあるべき役員報酬の水準**について、第三者の視点でのチェックの要請を受けたことを踏まえ、現在の役員報酬制度への見直しを実施。

○現在、**同制度における点検を通じ、府退職者の常勤役員の報酬基準を決定**し、審議会において定期的（概ね３年に１度）に点検を実施。

２．対象となるポスト　（R8.10 時点：14 法人 23 ポスト）

指定出資法人の常勤役員のうち、府退職者が就任する可能性があるポスト

＜報酬の適用対象＞

①公募（府退職者を対象に含む）により選任されるポスト

- 現に公募により常勤役員が選任されているポスト【18 ポスト】
- 現在は府派遣職員や法人職員等が就任しているものの、今後、公募により常勤役員を選任する可能性のあるポスト【４ポスト】

②公募により選任することが困難であることについて合理的な理由があり、当該指定出資法人の事務又は事業を実施する上で府退職者を常勤役員に就任させる必要があるポスト（本審議会における審議を経て決定）【１ポスト】

３．制度概要

（１）報酬水準（報酬基準の上限額及び下限額）の設定

- 定期点検では、都道府県等の外郭団体の状況、独立行政法人・特殊法人等の報酬、民間企業の従業員給与や役員の報酬を参考にしながら、役員報酬の水準について検討。

【現行報酬水準：780 万～1,130 万円】

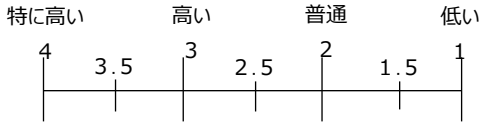
- 併せて、近年、民間企業においては、人材確保等を目的とした大幅な賃上げが進んでおり、現行の報酬水準のままでは、指定出資法人において必要な人材の確保が困難となるおそれがあることから、**民間企業の給与の上昇率をもとに、随時、報酬水準の再点検を実施。**

（２）役員の報酬基準の設定

①役員の職務・職責等について３つの視点に基づき、各視点を７段階の評価区分にて評価を行い、その合計点数で報酬基準を決定。

【評価の視点】
ⅰ　日々の職務内容
ⅱ　重要課題、ミッション
ⅲ　法人運営上の経営判断の自由度、リスク

【評価区分】　７段階（1 点から 4 点（0.5 点単位））



【報酬基準】

合計点	報酬額
10～12点	1,130万円
9.5点	1,105万円
9点	1,080万円
8.5点	1,055万円
8点	1,030万円
7.5点	1,005万円
7点	980万円
6.5点	955万円

合計点	報酬額
6点	930万円
5.5点	905万円
5点	880万円
4.5点	855万円
4点	830万円
3.5点	805万円
3点	780万円

②報酬基準については、社会経済環境等の変化に対応するため３年程度を目安として定期的に点検を実施。**ただし、法人のミッション等に大きな変化がある場合は、随時の点検を実施。**

③点検にあたっては、前回の評価結果を基準とし、評価の視点ごとにどのような状況の変遷があったかを評価する手法で実施。

（３）その他の事項

報酬基準の点検等に加え、以下の制度運営について、見直しが必要であるかを点検。

①府ＯＢ役員と他の役員との報酬額の相違について

②報酬基準の改正・適用時期について

③役員公募を行ったポストの報酬額について

④役員業績評価制度のあり方について

⑤今後の役員報酬の見直しについて

【参考】指定出資法人の役員報酬制度の経過等について

平成 11 年４月	・府退職者の役員報酬について、法人の業務、役員の職責に応じた上限額を設定。 （最高（Ａ１）区分の報酬月額は 70 万円、期末手当 5.25 月、年収ベースでは 1,207 万円） ・府退職者である役員の退職手当を廃止
平成 19 年２月	・役員報酬基準の見直しを実施。 （平均年収 約 1,000 万円→約 922 万円、最高（A1）区分の年収は 1,075 万円）
平成 23 年２月	**・役員報酬制度を見直し、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。** （年収 1,050 万円から 576 万円の範囲で設定（法人トップは 1,050 万円～750 万円）） ・指定出資法人等の役員報酬の公表を「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」により義務付け。
平成 26 年２月	・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。
平成 26 年８月	・大阪信用保証協会について、報酬基準額の点検・評価を実施。
平成 28 年 11 月	・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。
平成 29 年８月	・堺泉北埠頭（株）について、報酬基準額の点検・評価を実施。
平成 29 年 10 月	・（公財）大阪府国際交流財団について、報酬基準額の点検・評価を実施。
平成 30 年 10 月	・大阪府道路公社・大阪外環状鉄道（株）について、報酬基準額の点検・評価を実施。
令和元年 11 月	・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。
令和２年１月	・（株）大阪鶴見フラワーセンターについて、報酬基準額の点検・評価を実施。
令和２年３月	・（公財）大阪府都市整備推進センターについて、報酬基準額の点検・評価を実施。

令和２年 10 月	・大阪外環状鉄道（株）について、報酬基準額の点検・評価を実施。
令和４年 11 月	・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。
令和５年 12 月	・役員報酬水準の再点検を行い、役員報酬水準を改定。
令和６年 11 月	・役員報酬水準の再点検を行い、役員報酬水準を改定。
令和７年 11 月	・役員報酬制度の再点検を行い、役員報酬水準の再点検・改定、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。